

見積仕様書

環境政策局埋立事業管理事務所
(担当:森 岩城 電話 572-8465)

件 名	京都市東部山間埋立処分地 冬季除雪及び凍結防止剤散布業務委託
予定数量	維持管理パトロール作業 : 50 回 凍結防止剤散布作業 : 3 回 除雪作業 : 3 回 車両及び資機材調達 : 4 回 (ただし、気象条件等の理由により、回数が増減することがある。)
委託期間	令和8年12月1日から～令和9年3月31日まで
契約条件	1 委託業務概要及び目的等 京都市東部山間埋立処分地の安定した運営を図るため、気象状況による低温時や降雪時に車両の運行に支障をきたすような路面の状況になったとき、又はなる恐れがあるときは、埋立事業管理事務所長(以下「所長」という。)の指示に基づき、パトロールを実施し、必要に応じて凍結防止剤の散布や除雪を行うことにより、通行車両等の安全を確保するものである。 なお、作業については、月曜日から金曜日(祝日を含む。)の午前9時から焼却灰搬入車両等が入構することを踏まえ、適切な作業体制を構築し、焼却灰搬入作業に影響を及ぼさないよう実施するものとする。 2 業務対象区間 京都市伏見区醍醐上山田1番他地内 履行箇所図のとおり(新奈良街道～埋立処分地間の搬入道路約5.6km、搬入道路～浸出水前処理施設間の約1.0km、及びダムサイト～治水利水ダム間の約1.4kmとする。) 3 業務実施日 日曜日から金曜日(祝日を含む。) ただし、所長が業務の実施を要しないと事前に判断した日を除く。 4 業務内容 所長からの指示に基づき、以下の(1)から(4)に定める業務について、それぞれの条件により実施すること。 (1)維持管理パトロール ア 気象状況等により所長がパトロールを要しないと事前に判断した場合を

	除き、原則として、毎朝7時から業務対象区間のパトロールを行い、路面の状況を確認すること。その他、所長が必要と認めた場合についてもパトロールを行うものとする。 イ 路面の状況を確認後、所長に対して状況を報告し、凍結防止剤の散布や除雪の必要性の有無や作業時間帯、その他実施方法等に関して所長から指示を受けること。 (2) 凍結防止剤散布 ア (1)の作業の結果、若しくは路面凍結が予想される前日又は当日の気象状況を勘案して、所長が凍結防止剤散布を必要と判断した場合は、その指示に基づき凍結防止剤散布を実施すること。 イ アに掲げる場合のほか、所長が緊急の凍結防止剤散布を必要と判断し、指示したときは、1時間以内に現地に到着し、作業を開始すること。 ウ 早朝の凍結防止剤散布については、午前9時には業務対象区間の路面上の凍結状態が解消され、車両走行に支障がないよう、速やかな作業の完了に努めること。 エ 凍結防止剤散布の実施に当たっては、作業中の安全確保のため、運転手1名、作業補助1名を含む、合計2名以上の体制で行うこととする。 オ 使用する凍結防止剤は、受注者の責において調達し、食品衛生上の添加物としての規格基準に適合した塩化カルシウム(1袋25kg)を使用すること。 なお、1回の散布作業における使用量は、気象状況や凍結の状況によって変動するが、概ね20袋程度とする。また、凍結防止剤の購入経費については受注者の負担とする。 (3) 除雪 ア (1)の作業の結果、若しくは降雪が予想される当日の気象状況を勘案して、所長が当日の除雪を必要と判断した場合は、その指示に基づき除雪作業を実施すること。 イ アに掲げる場合のほか、所長が緊急の除雪作業を必要と判断し、指示したときは、1時間以内に現地に到着し、作業を開始すること。 ウ 除雪作業は、原則として、当日の午前中に作業を完了すること。 ただし、降雪時間帯によりそれができない場合、又は多量の降雪により当日中の作業完了が困難な場合にあつては、その旨を所長に報告のうえ指示を受けること。 (4) 車両及び資機材調達 受注者は、前記(1)～(3)に定める業務を履行するうえで必要となる車両及び資機材の調達について事前に完了すること。
--	---

5 作業日報の提出

受注者は、作業が完了した時はその都度「作業日報(別紙1)」及び作業結果地図を作成し、所長に報告しなければならない。

作業日報の作成に当たっては、作業実績を明確にするため、欄外の注意1から注意3までの事項を遵守するものとする。

6 作業月報の提出

各月分における作業内容については、「作業月報(別紙2)」により翌月5日までに所長に提出するものとする。

7 凍結防止剤及び車両等

(1) 凍結防止剤の散布及び除雪に必要な装置、車両、器材はすべて受注者が用意し、その都度持ち込むものとする。

ただし、迅速かつ円滑な作業を実施するため、所長の指示に基づき一定量の凍結防止剤を搬入道路の途中の指定場所に保管するとともに、除雪車両についても、必要があるときは、あらかじめ事務所構内の指定場所に駐車しておくことができるものとする。

なお、指定場所に保管した凍結防止剤は、埋立事業管理事務所の職員が散布することもある。

(2) 車両の待機について、降雪対策や車両の凍結等を防止し、緊急出動に対応できる状態を確保すること。

(3) 車両については、常に点検整備を欠かさず、緊急出動に備えて万全の準備を整えておくこと。

(4) 車両にはタイヤチェーン又はスタッドレスタイヤを装着するものとする。ただし、タイヤチェーンは、降雪時のみの着用とする。

なお、タイヤチェーン及びスタッドレスタイヤに係る費用は、受注者の負担とする。

(5) 契約後、本業務で使用する凍結防止剤散布車両及び除雪車両についての確保状況を確認できる書類(車検証、車両リース契約書等)を提出すること。

(6) 使用する車両についての仕様は以下のとおりである。

ア 凍結防止剤散布車両

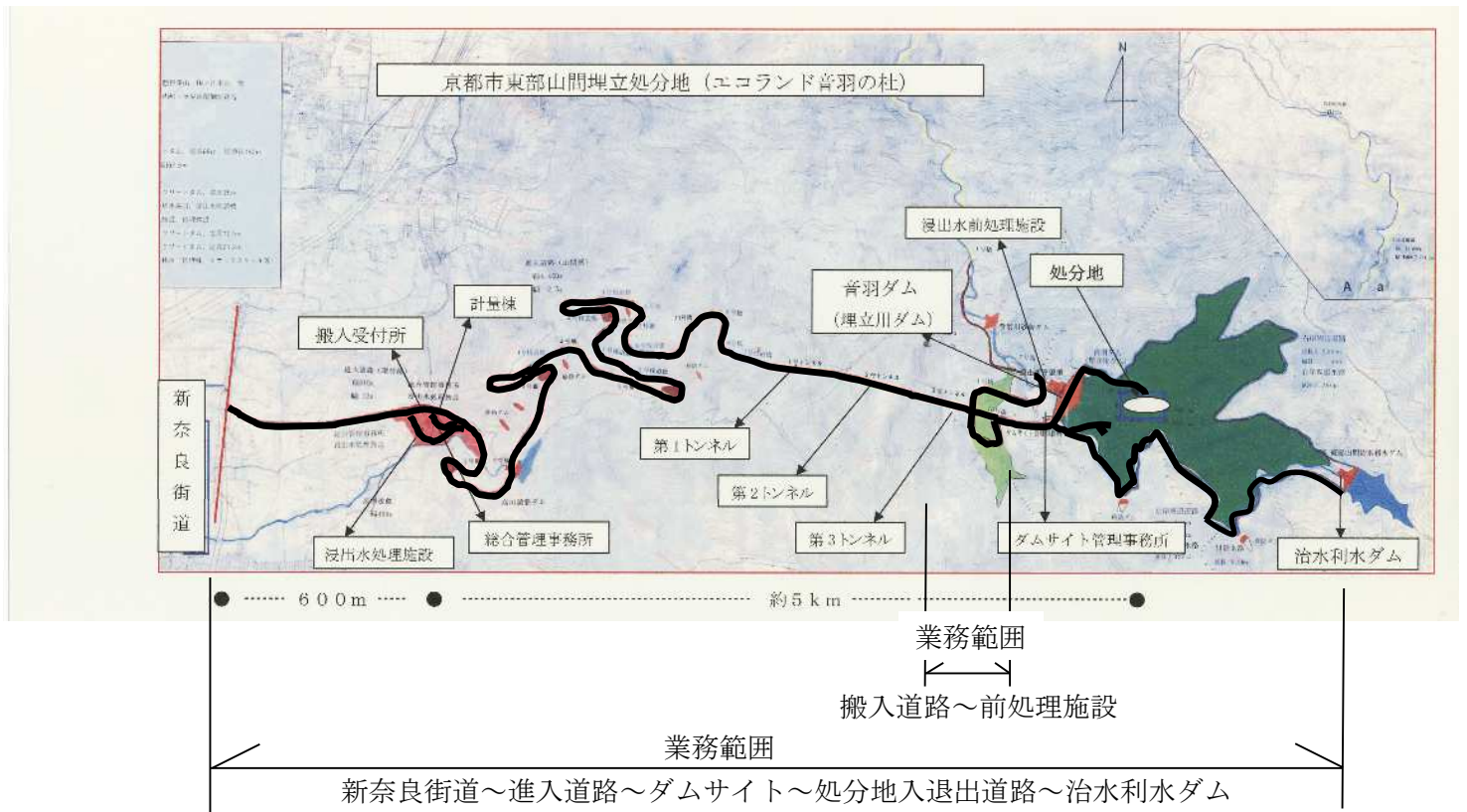
車載式小型散布機: 自然流下式ホップ容量0.5～2.0m³級程度

イ 除雪車両

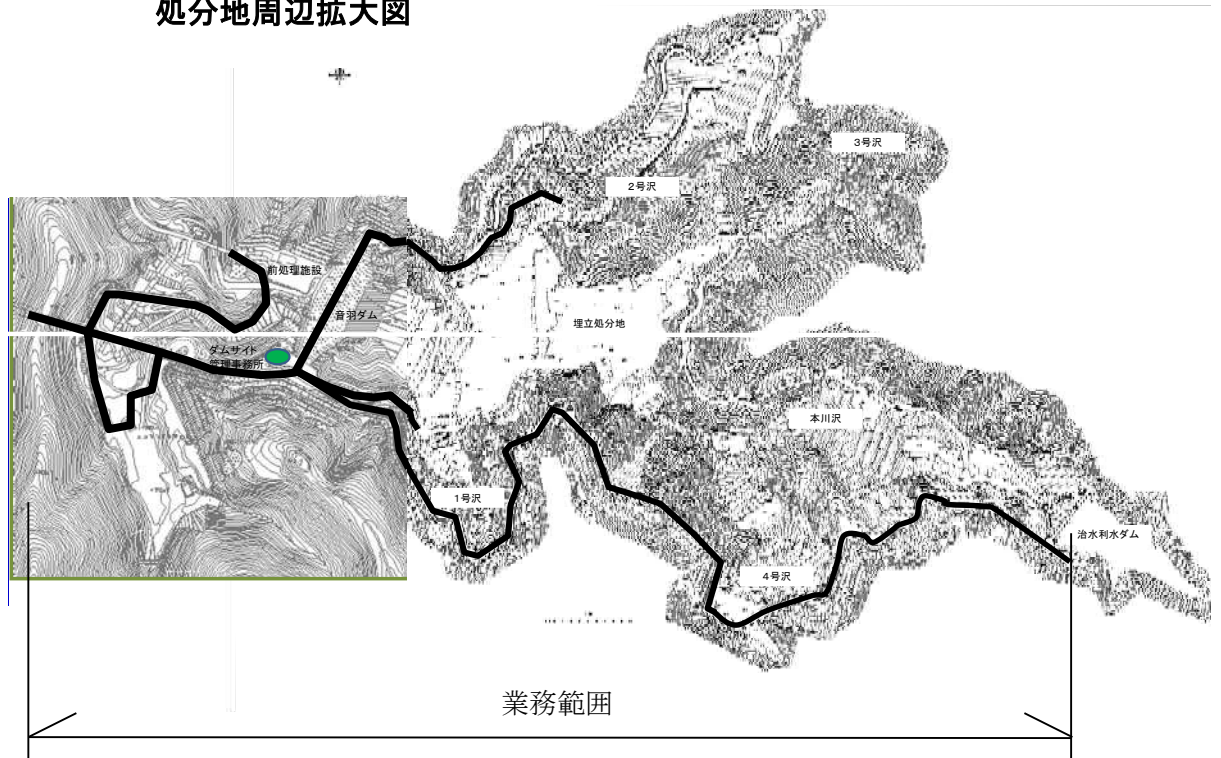
車輪式トラクタショベルバケット容量1.2m³級以上

	8 委託料の請求及び支払 (1) 委託料については、本市指定の請求書の様式により、毎月の作業が完了後に請求できるものとする。 (2) (1)により適法な請求書の提出があった場合に、本市は支払手続を行うこととする。 (3) 請求書の記載に当たっては、内訳として維持管理パトロール、凍結防止剤散布、除雪、車両及び資機材調達の実施回数をそれぞれ計上し、1件の請求書により請求すること。なお、車両及び資機材調達の実施回数は月1回を上限とする。また、同一日に複数の作業を行った場合(例えば、パトロールを行った後、凍結防止剤を散布した場合は、維持管理パトロール1件、凍結防止剤散布1件とする。)、それぞれの実施回数を計上すること。 9 その他 (1) 受注者は、本業務の履行に当たり、京都市契約事務規則及び関係法令を遵守するとともに、本仕様書に基づき誠実に行うこと。 (2) 受注者は、除雪車両の運行及び凍結防止に関する作業実績を有する現場担当者を確保し、当該業務を遂行すること。 (3) 受注者は、業務遂行に当たり、労働基準法その他関係法令を遵守するとともに、労働災害及び事故防止に努めなければならない。万一事故等が生じたときは、速やかに所長へ報告すること。 (4) 下記の事項の処理など、業務に関する疑義が生じたときは、独自の判断で対応せず、必ず所長に報告し、その指示に従うこと。 ア 契約書及び本仕様書に明示していない事項の処理 イ 天災その他不可抗力により発生した事項の処理 (5) 上記のほか、業務遂行に当たっての詳細については、発注者と受注者が協議のうえ別途定めるものとする。
--	--

履行箇所図



処分地周辺拡大図



作業月報

令和 年 月

受注者

現場代理人

	パトロール (単位 日)	作業状況	トラクタショベル 運行	凍結防止剤散布 (袋)	備考
1日					
2日					
3日					
4日					
5日					
6日					
7日					
8日					
9日					
10日					
11日					
12日					
13日					
14日					
15日					
16日					
17日					
18日					
19日					
20日					
21日					
22日					
23日					
24日					
25日					
26日					
27日					
28日					
29日					
30日					
31日					
計					